

第11回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年7月10日（金）
午後2時30分から
本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 再度の協力要請等の判断基準の見直しについて
- (3) 特措法に基づく協力要請について
- (4) 医療提供体制等について
- (5) クラスタ対策について
- (6) その他

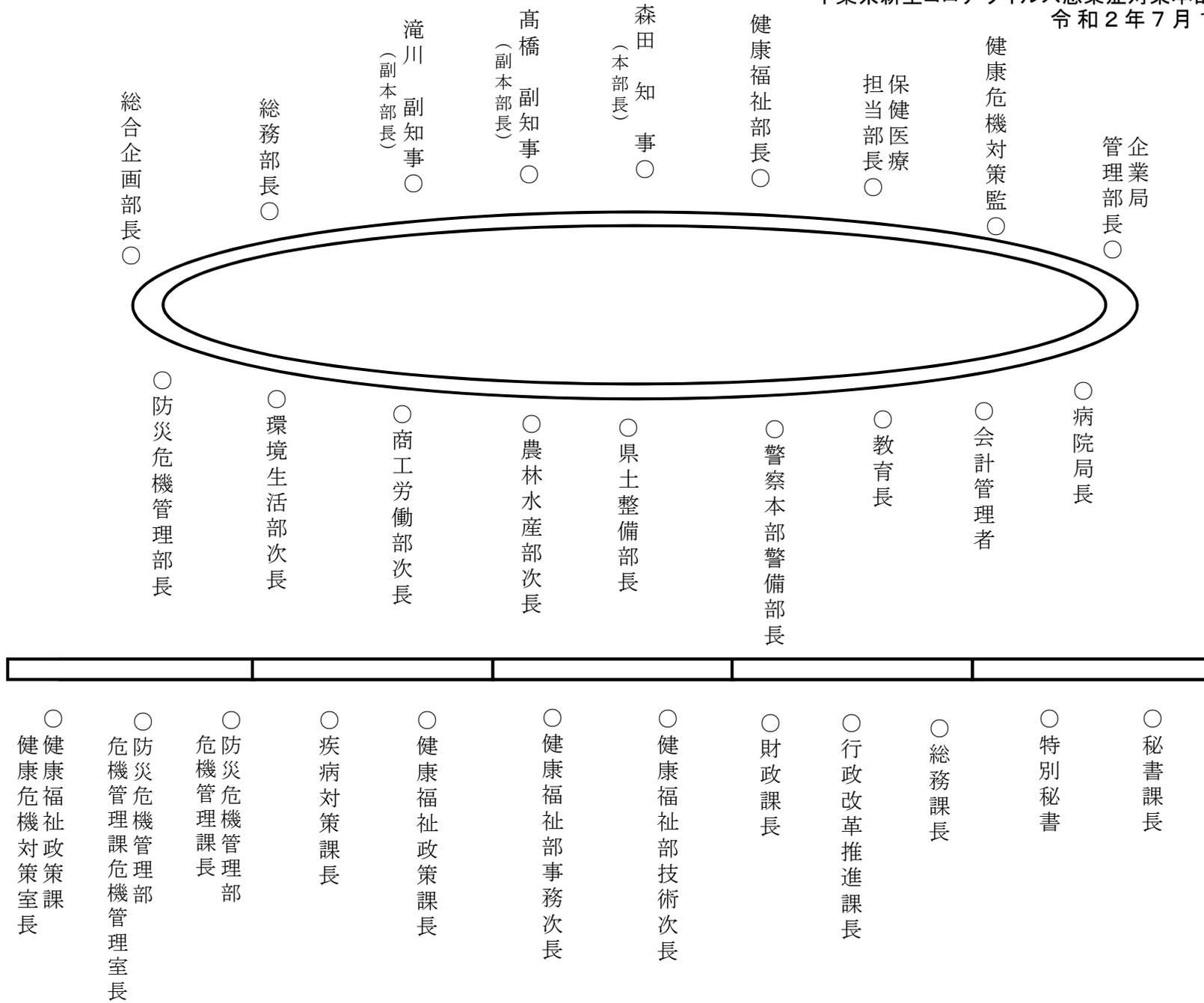
3 閉 会

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

令和2年7月10日（金）

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和2年7月10日



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和2年7月10日(金)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

協力要請等の判断基準

施設の使用停止要請を解除した後でも、下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断する。

指標	目安	
	警報	再要請
①新規感染者数 (直近7日間平均)	5人以上/日	10人以上/日
②新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)	1を上回る	1.5を上回る
③PCR検査の陽性割合 (直近1週間平均・陰性化確認検査を除く)	3.5%以上	7%以上

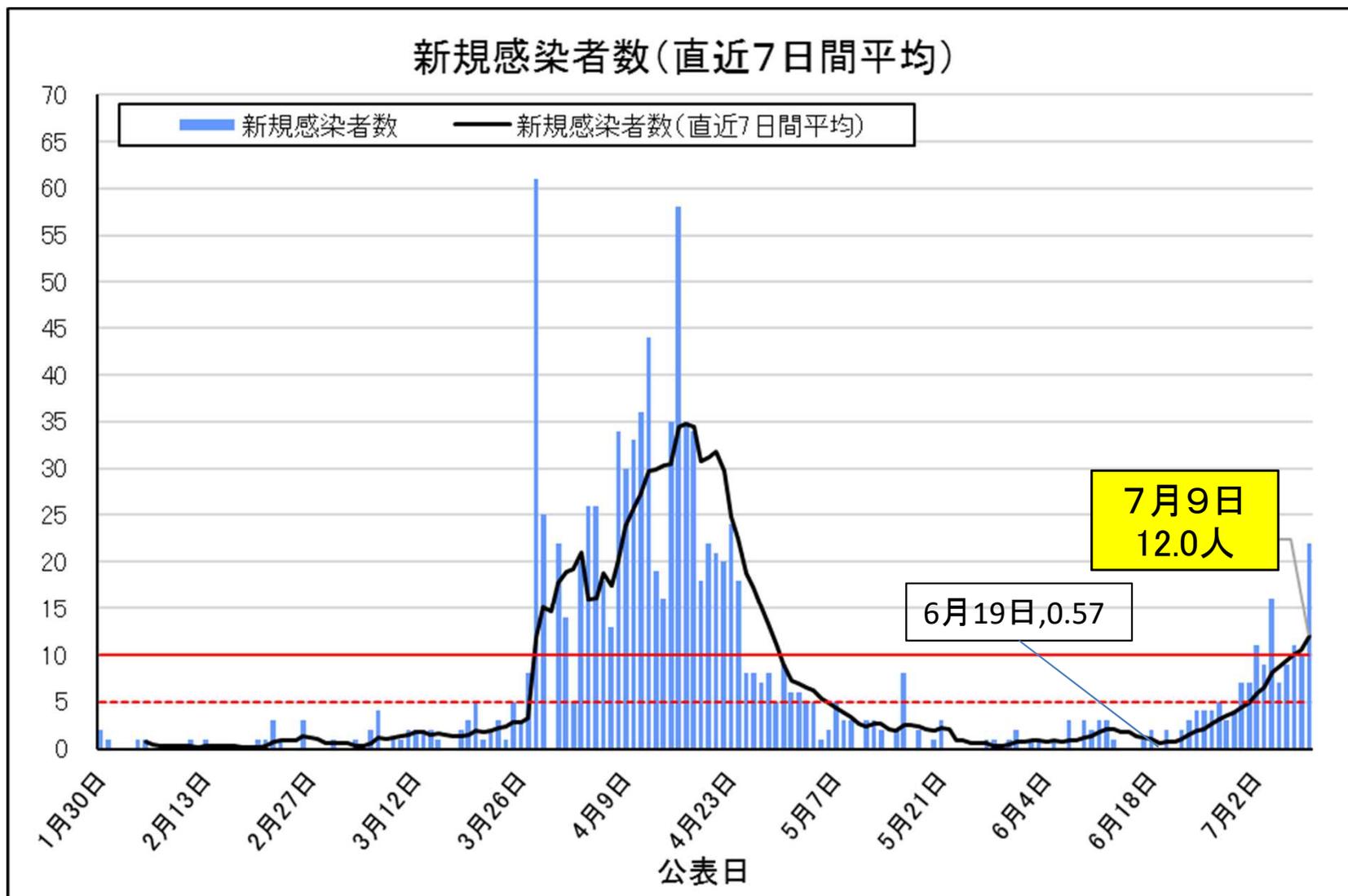
○警報
感染拡大を警戒すべき状況であることを広く周知する。
県民や事業者へ、
・外出自粛等、感染拡大防止についての協力要請
・業種ごとのガイドラインを踏まえた対応の徹底
などを働きかける。

○再要請
段階的に施設の使用停止要請や、外出自粛、イベントの開催自粛等を行うことについて、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断する。

○緩和
再要請の後、「警報」の目安を下回った場合に、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断する。

指標①：新規感染者数（直近7日間平均）

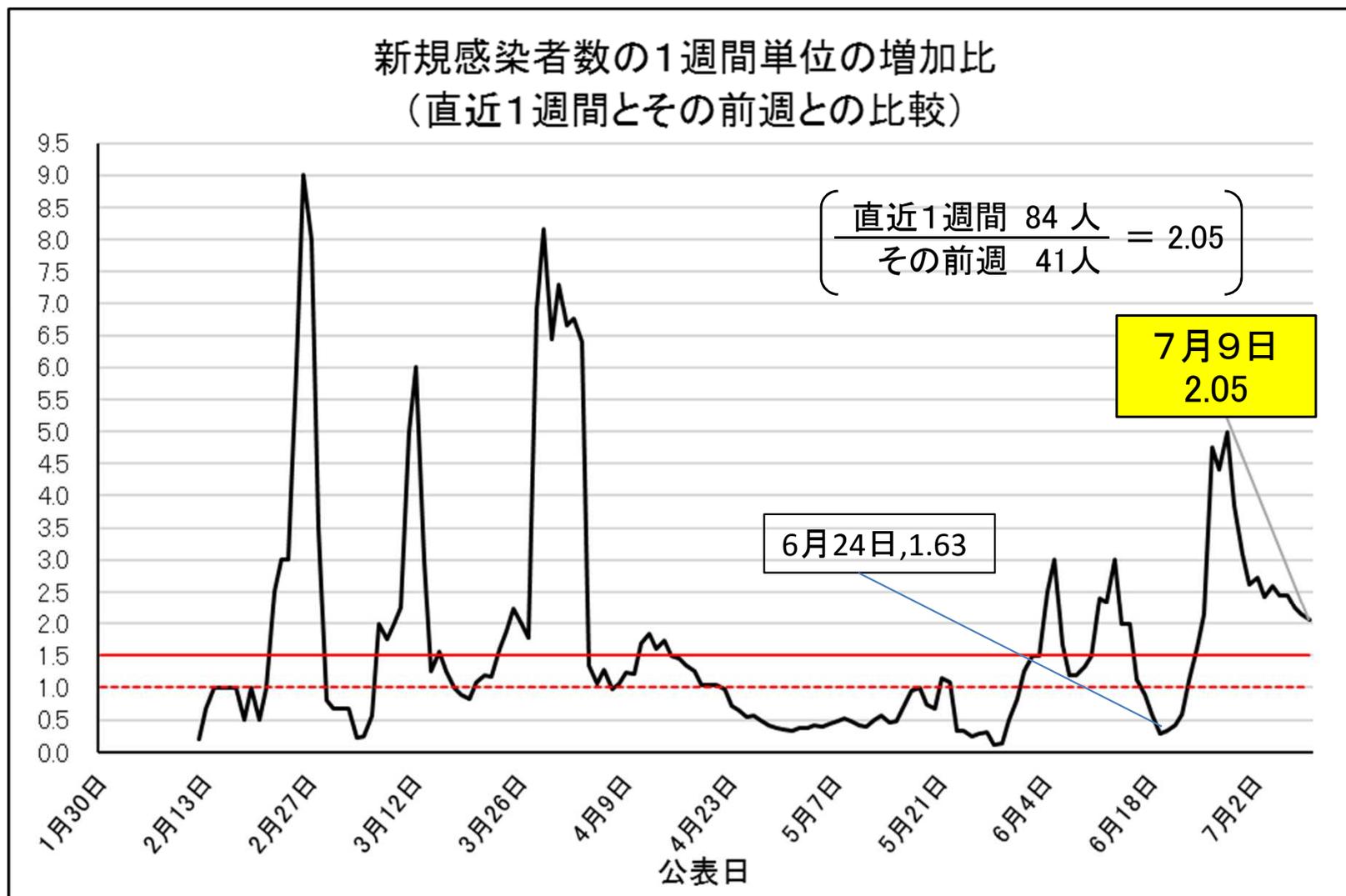
○ 新規感染者数（直近7日間平均）は、4月中旬をピークに減少傾向にあったが、6月19日以降増加。7月5日に「5」、7月7日に「10」を上回り、7月9日までの直近7日間の平均では12.0人となっている。



指標②：新規感染者数の1週間単位の増加比（直近1週間とその前週との比較）

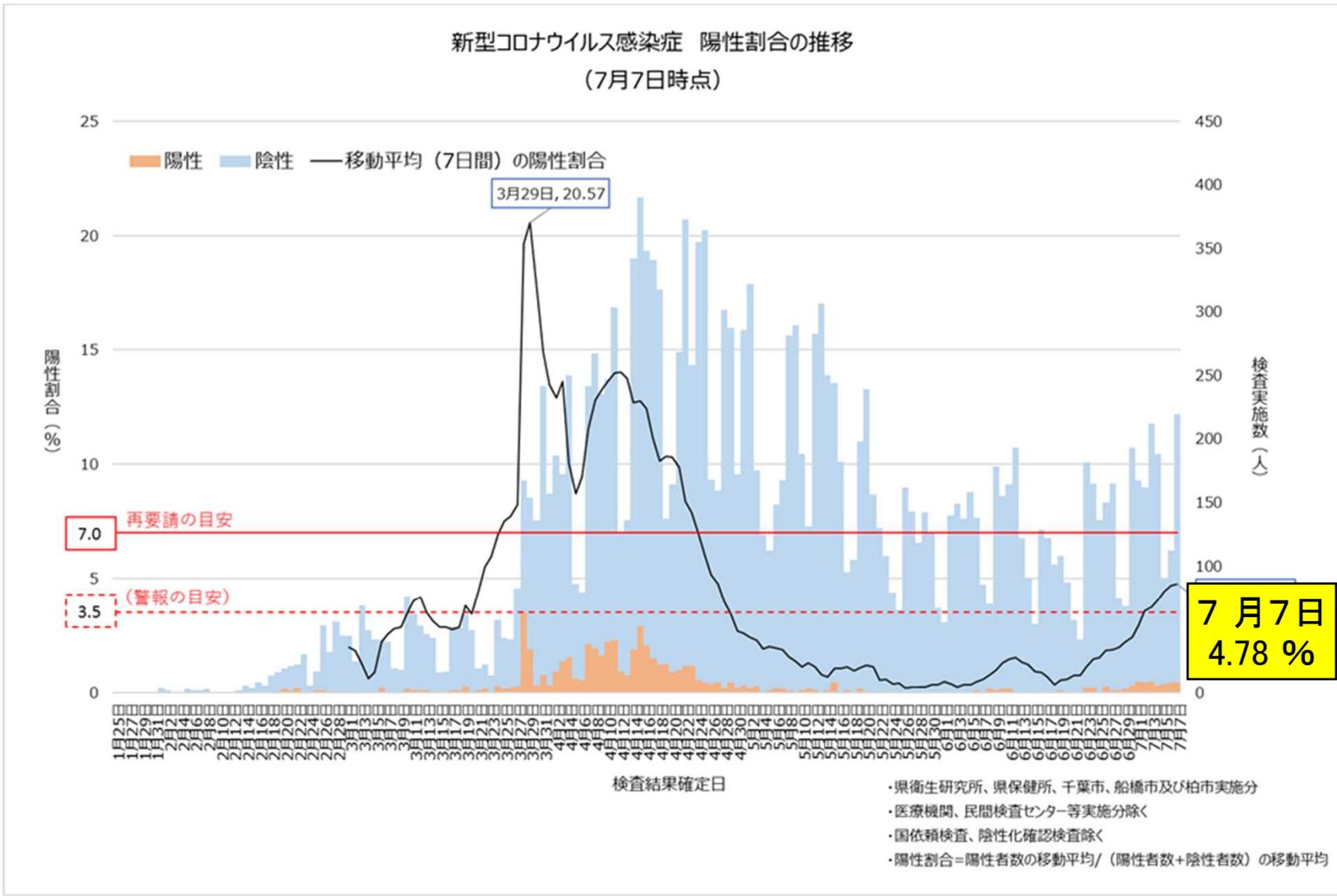
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、4月下旬から5月末にかけて、概ね「1.0」を下回っていたが、6月初旬以降は増加傾向。6月24日以降は「1.5」を上回り、7月9日までの直近1週間とその前週との比較では2.05となっている。（1未満なら前週よりも減少、2なら前週より倍増）

再要請の目安 1.5
警報の目安 1.0



指標③：PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、4月中旬以降減少傾向にあったが、6月中旬以降増加。7月2日に「3.5」を上回り、7月7日までの直近1週間の平均では4.78%となっている。

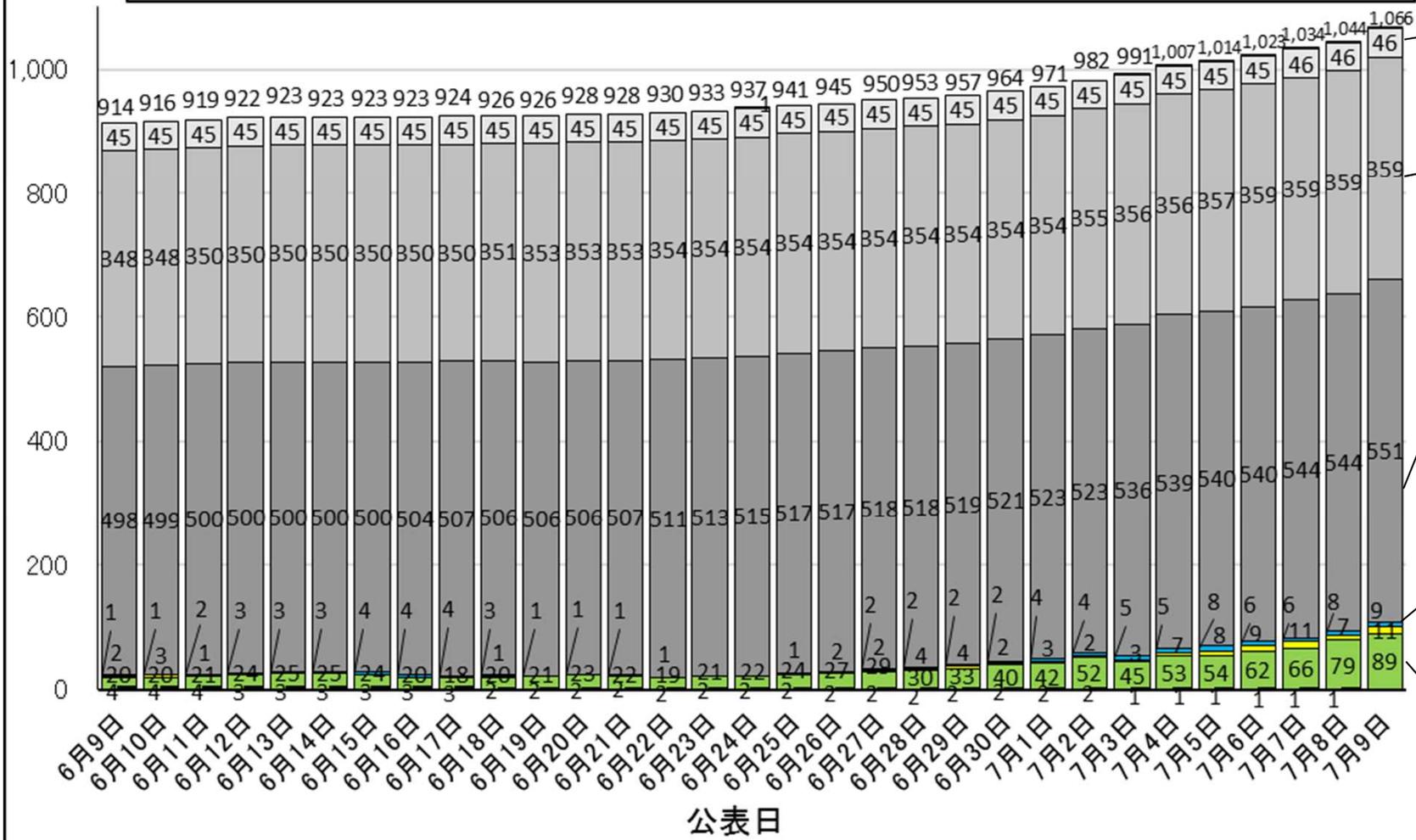


	陽性割合
5/13 ~5/19	1.09%
5/20 ~5/26	0.22%
5/27 ~6/2	0.38%
6/3 ~6/9	0.98%
6/10 ~6/16	0.88%
6/17 ~6/23	1.15%
6/24 ~6/30	2.42%
7/1 ~7/7	4.78%

(参考) 感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)

■ 入院中 ■ 入院調整中等 ■ ホテル療養 ■ 施設内療養 ■ 退院 ■ 療養解除 □ 死亡 ■ その他 ■ 重症



累積感染者数
1,066名
(7月9日公表時点)

死亡 46名

療養解除 359名

退院 551名

療養が必要な方: 109名

施設内療養 0名

ホテル療養 9名

入院調整中等 11名

入院中 (うち重症) 89名 (0名)

再度の協力要請等の判断基準の見直しについて

県民・事業者の皆さまへの呼びかけ、社会への協力要請や医療提供体制の整備状況を検討するための項目として以下の数値を分析するほか、近隣都県の状況やクラスター発生等を勘案して総合的に判断していく。

指標	本日の数値 (7月9日)	7日前の数値 (7月2日)	目安	
			警報	再要請
1. 感染状況				
① 新規感染者数 (直近7日間平均)	12.0人	5.9人	5人以上/日	10人以上/日
② 新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)	2.0	2.7	1を上回る	1.5を上回る
③ 直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	11%(9/84)	20%(8/41)	総合的に判断するための項目	
④ 直近1週間の感染経路不明者数の 割合	58%(49/84)	39%(16/41)	総合的に判断するための項目	
⑤ PCR検査の陽性割合 (直近1週間平均・陰性化確認検査を 除く)	4.8% (7月7日時点)	2.4% (6月30日時点)	3.5%以上	7%以上
2. 医療提供体制				
① 入院者数/即応病床数 =病床稼働率	19%(89/458)	11%(52/458)	総合的に判断するための項目	
② 重症者数	0人	2人	総合的に判断するための項目	
③ ホテル療養者数/確保部屋数 =ホテル稼働率	1.2%(9/736)	0.5%(4/736)	総合的に判断するための項目	

注) 1. ①～⑤は7日間の平均で算出。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

県内や近隣都県の感染者数が増加しています。

この状況を踏まえ、県民や事業者の皆さまへ、感染拡大防止の徹底について、これまでのお願いに加え、特措法第24条第9項に基づき以下の協力を要請します。

感染拡大の防止と、社会経済活動の維持の両立を目指し、一層の御理解・御協力をお願いします。

◎ 県民の皆さまに特に注意していただきたいこと

- ・ 発熱等の症状があるときは、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより、外出を控えてください。
- ・ 外出する際には、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に基づいて行動してください。
- ・ 県内外を問わず、感染防止対策が徹底されていない施設等への外出を控えてください。特に、繁華街の接待を伴う飲食店については、対策が徹底されていない店の利用は控えてください。
- ・ 飲食店の利用では、特に「3つの密」を避けてください。
- ・ 多人数での会食の際は、大声での会話は控えてください。

◎ 若い方の感染が広がっています。

友人やご家族に感染が広がらないよう注意して行動してください。

1 外出について

- 発熱等の症状があるときは、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより、外出を控えてください。
- 外出する際には、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に基づいて行動してください。
また、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が徹底されていない施設等への外出を控えてください。
- 県内外を問わず、感染防止対策が徹底されていない施設等への外出を控えてください。特に、繁華街の接待を伴う飲食店については、対策が徹底されていない店の利用は控えてください。
- 飲食店の利用では、特に「3つの密」を避けてください。
- 多人数での会食の際は、大声での会話は控えてください。
- 観光地においては、人と人の距離を確保するようにしてください。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して外出自粛に関して必要な協力の要請を行うことがありますので御協力をお願いします。

2 イベントについて

【参加者の皆さまへ】

- 発熱等の症状がある場合はイベントに参加しないでください。
- イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールしてください。
また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に御協力をお願いします。
- イベントに参加するときは、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底してください。
- イベントの入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、「3つの密」の環境を避けるほか、そこにおける交流等は控えていただくようお願いいたします。
- イベントの参加前・参加後は、移動中や移動先での感染防止のため、例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避などの適切な行動をとってください。

【主催者の皆さまへ】

- 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにしてください。その際の払い戻し措置等をあらかじめ規定しておいてください。
 - イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールするよう促してください。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底してください。
 - イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用することを促してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することも促してください。
 - イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、「3つの密」の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけてください。
 - イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促してください。
 - 参加者の上限人数の考え方については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ定員の定めがある場合には、収容定員の半分以下としてください。
 - 屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されない場合や収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保できるように入場人数の制限などを行ってください。
 - 全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（プロスポーツの試合等）や、参加者が1000人を超えるようなイベントを開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。
- ※ 事前相談では、千葉県ホームページに掲載されている「大規模なイベント開催事前相談シートにより、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止対策の実施について確認させていただきます。具体的な相談方法は、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan.html>

3 施設の利用について

【利用者の皆さまへ】

- 発熱等の症状がある場合は施設の利用を含め、外出を控えてください。
- 施設を利用する際には、施設の利用前に接触確認アプリをインストールしてください。また、感染拡大防止のために施設管理者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に御協力をお願いします。
- 不特定多数の利用者がいる施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底してください。
- 不特定多数の利用者がいる施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、「3つの密」の環境を避けてください。

【管理者の皆さまへ】

- 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにしてください。
- 施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促してください。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握に努めてください。
- 施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用することを促してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促してください。
- 施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、「3つの密」の環境を作らないよう徹底してください。
- その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策を徹底してください。

【参考】「再度の協力要請等の判断基準」について

県民、事業者の皆さまへの呼びかけ、社会への協力要請や医療提供体制の整備状況を検討するための項目として、以下の数値を分析するほか、近隣都県の状況やクラスター発生等を勘案して総合的に判断します。

指 標	目 安	
	警 報	再要請
1 感染状況		
① 新規感染者数（直近7日間平均）	5人以上/日	10人以上/日
② 新規感染者数の1週間単位の増加比（直近1週間とその前週との比較）	1を上回る	1.5を上回る
③ 直近1週間の新規感染者数に占める60歳以上の割合	総合的に判断するための項目	
④ 直近1週間の感染経路不明者数の割合		
⑤ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）	3.5%以上	7%以上
2 医療提供体制		
① 入院患者数/即応病床数=病床稼働率	総合的に判断するための項目	
② 重症者数		
③ ホテル療養者数/確保部屋数 =ホテル稼働率		

注) 1①～⑤は、7日間の平均で算出

○ 警報

感染拡大を警戒すべき状況であることを広く周知します。

県民や事業者の皆様へ、

- ・外出自粛等、感染拡大防止についての協力要請
- ・業種ごとのガイドラインを踏まえた対応の徹底

などを働きかけます。

○ 再要請

段階的に施設の使用停止要請や、外出自粛、イベントの開催自粛等を行うことについて、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

○ 緩和

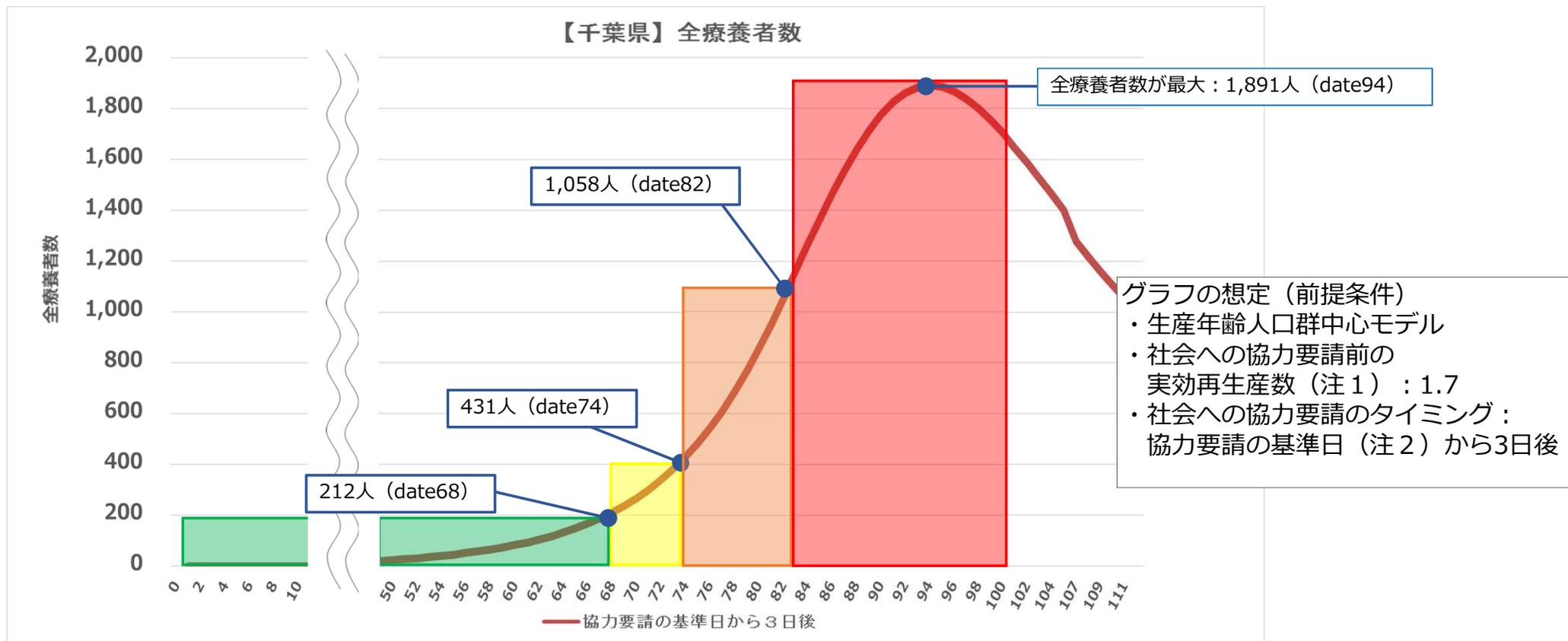
再要請の後、「警報」の目安を下回った場合に、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

医療提供体制等について（案）

令和2年7月10日

1 病床確保の考え方

1-① 千葉県における患者推計



(注1) 実効再生産数：1人の感染者が平均何人に感染させるかを、時点に応じて求めるもの。

(注2) 基準日：人口10万人当たりの週平均新規感染者数（報告数）が2.5人となった日のことをいう。

※厚労省患者推計ツールにより算出

1-② 病床確保の基本的な考え方

フェーズ	1	2	3	4
アラート	グリーン	イエロー	オレンジ	レッド
全療養者数	200	400	1000	2000
(内) 重症患者数	15	30	70	150
医療機関入院患者数	180	360	600	1000
ホテル療養患者数	20	40	400	1000
メガクラスター発生予備病床数	120	50	0	0
メガクラスター発生予備ホテル数	0	100	200	200
即応病床数 (必要病床数)	350	500	750	1200
必要ホテル部屋数	30	150	700	1400
臨時医療施設	計画	準備	稼働準備	必要時稼働
一般医療	継続	一部抑制	抑制拡大	抑制
(参考) 1日あたりの平均新規感染者数の目安	20	40	70	150

1－③ 各フェーズの病床を優先的に確保する医療機関

フェーズ	1	2	3	4
感染症指定医療機関	○	○	○	○
重点医療機関（注1）	○	○	○	○
一般医療機関	×	×	○	○
臨時医療施設等（注2）	×	×	×	○

※小児、妊婦、透析、精神等の専門的な治療に対応可能な医療機関は個別に判断する。

注1) 新型コロナウイルス感染症患者専用の病床や病棟を設定する医療機関。

なお、本県における重点医療機関は、

① 重症患者を受け入れる「A分類」

② 中等症及び軽症患者を受け入れる（重症患者は受け入れない）「B分類」
の2分類に分けて別途指定する。

注2) 臨時医療施設は必要に応じて稼働する。

1-④ ホテル療養について

- メガクラスター発生時の予備病床はフェーズ1では医療機関で確保する。フェーズ2では50床を医療機関で確保し、残りは軽症者を対象にホテルで療養できるように部屋を確保する。
- フェーズ3以降では、軽症者をホテルで療養できるように部屋を確保する。

フェーズ	1	2	3	4
無症状	△	○	○	○
軽症（20～49歳）	×	×	○	○
軽症（50～59歳）	×	×	×	○
メガクラスター発生時軽症利用	×	○	○	○

2 PCR等検査体制の点検 (フォローアップ)

検査需要

最大ピーク時 2,792 件/日

1日当たりの最大新規陽性者数 ÷ 陽性率 + 1日当たりの最大新規陽性者数 × 濃厚接触者数

検体採取

現状最大：1,419件/日

対策① 帰国者・接触者外来及び地域外来・検査センターの拡充
対策② 帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として
県が認める医療機関(検査協力医療機関)を設置

検査能力

現状最大：1,576件/日

対策① 帰国者・接触者外来の拡充 (民間検査機関への委託、検査機器の補助等)
対策② 帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として
県が認める医療機関(検査協力医療機関)を設置

3 保健所の機能強化に係る基本的な方針

業務体制の整備

- ①速やかな応援体制の確保（業務量の把握、応援職員のリスト化）
- ②業務マニュアルの見直し（対応フローに応じた業務・役割分担）
- ③市町村等との連携強化（応援体制の構築等）

外部委託等

- ①コールセンターの機能強化
（相談対応体制・マニュアルの見直し等）
- ②患者搬送業務の外部委託等
- ③保健師以外の専門職の活用（積極的疫学調査、健康観察）

ICTの活用 (HER-SYS※)

- ※新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム
- ①患者情報の一元管理
 - ②医療機関との円滑な情報共有
 - ③健康観察機能の活用促進
（患者本人によるスマートフォン等での健康状態の入力・送信）

千葉県新型コロナウイルス感染症に係るクラスター等対策チーム組織運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の社会福祉施設、介護老人保健施設等において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合において、新型コロナウイルス感染症の対策に必要な措置を講ずる千葉県クラスター等対策チーム（以下「クラスター等対策チーム」という。）の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(クラスター等対策チームの所掌業務)

第2条 クラスター等対策チームは、県内の社会福祉施設、介護老人保健施設等（以下「特定施設」という。）において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合において、おおむね次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該特定施設の感染症の発生の状況及び動向を確認するための検査その他の必要な措置
- (2) 当該特定施設の入所者その他の関係者に対する安全を確保し、及びこれらの者に対し医療を提供すること。
- (3) 感染の拡大を防止すること。
- (4) 当該特定施設の機能を維持すること。

(組織)

第3条 クラスター等対策チームは、管轄保健所長及び次の各号に掲げる者のうちから健康福祉部長が指定する者で組織するものとする。

- (1) 感染管理医師（一般社団法人日本感染症学会の専門医制度規則に基づく専門医資格を有する者、ICD 制度協議会の ICD 制度規則に基づく認定を受けた者その他これに相当する者から健康福祉部長が公募その他の方法により登録した者をいう。）
- (2) 感染管理認定看護師（公益社団法人日本看護協会による感染管理分野の認定看護師である者その他これに相当する者から健康福祉部長が前項の例により登録した者をいう。）
- (3) 実地疫学専門職員（職員のうち、国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コースを修了したもの又は研修中のものをいう。）
- (4) 事務職員等（特定施設に係る主務課の職員その他の職員をいう。）

(クラスター等対策チームの派遣要請)

第4条 管轄保健所長は、特定施設から新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に必要と認めるときは、健康福祉部長に対し、クラスター等対策チームの派遣を要請することができる。

(クラスター等対策チームの派遣等)

第5条 健康福祉部長は、前条の規定による要請を受けた場合には、第3条各号に掲げる者のうちから当該要請に必要な者を指名した上でクラスター等対策チームを当該特定施設に派遣し、当該派遣に係る新型コロナウイルス感染症対策のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(クラスター等対策チームの活動)

第6条 前条の規定により特定施設に派遣されたクラスター等対策チームは、これらの施設等の状況に応じ、保健所、地域の医療機関その他の関係機関と連携して新型コロナウイルス感染症対策のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 第2条から前条までに規定するもののほか、クラスター等対策チームに関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

クラスター等対策チームの登録・派遣について

令和2年6月
健康福祉部

